

京都大学役員の倫理に関する申合せ

平成16年5月17日役員会決定

(目的)

第1条 この申合せは、国立大学法人京都大学(以下「大学」という。)の役員(以下「役員」という。)の遵守すべき職務に係る倫理原則及び倫理の保持を図るために必要な事項を定める。

(倫理行動規準)

第2条 役員は、大学の役員としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、次の各号に掲げる事項をその職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき規準として、行動しなければならない。

- 一 役員は、職務上知り得た情報について一部の者に対してのみ有利な取扱いをする等不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならないこと。
- 二 役員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならないこと。
- 三 役員は、法令及び大学の諸規程により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の行為をしてはならないこと。
- 四 役員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならないこと。
- 五 役員は、自らの行動が大学の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならないこと。

(事業者等)

第3条 この申合せにおいて、「事業者等」とは、法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。)その他の団体及び事業を行う個人(当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。)をいう。

- 2 この申合せの適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、前項の事業者等とみなす。

(利害関係者)

第4条 この申合せにおいて、「利害関係者」とは、役員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

- 一 物品購入等の契約に係る事務 これらの契約を締結している事業者等、これらの契約の申込みをしている事業者等、これらの契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等
- 二 共同研究、受託研究等の契約に係る事務 これらの契約を締結している事業者等、これらの契約の申込みをしている事業者等、これらの契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等
- 三 入学試験等における合格者の決定に係る事務 大学への入学を志願する者及びその関係者
- 四 卒業判定又は修了判定に係る事務 当該卒業判定又は修了判定の対象となる学生等
- 五 学生等の懲戒処分等の決定に係る事務 当該懲戒処分の対象となる学生等
- 六 教職員として採用する者の決定に係る事務 大学に教職員として採用を希望する者及びその関係者

- 2 他の役員及び国立大学法人京都大学就業規則（平成16年達示第70号）第1条に定める教職員（以下「教職員」という。）の利害関係者が、役員をしてその役職に基づく影響力を当該他の役員及び教職員に行使させることにより自己の利益を図るためその役員と接触していることが明らかな場合においては、当該他の役員及び教職員の利害関係者は、その役員の利害関係者であるものとみなす。

（禁止行為）

第5条 役員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものを含む。）を受けること。
 - 二 利害関係者から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあつては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。
 - 三 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。
 - 四 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。
 - 五 利害関係者から未公開株式（証券取引法（昭和23年法律第25号）第2条第14項に規定する証券取引所に上場されておらず、かつ、同法第75条第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること。
 - 六 利害関係者から供給接待を受けること。
 - 七 利害関係者と共に飲食をすること。
 - 八 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。
 - 九 利害関係者と共に旅行（職務のための旅行を除く。）をすること。
- 2 前項の規定にかかわらず、役員は、次に掲げる行為を行うことができる。
- 一 利害関係者から宣伝用物品又は記念品であつて広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。
 - 二 多数の者が出席する立食パーティー（飲食物が提供される会合であつて立食形式で行われるものをいう。以下同じ。）において、利害関係者から記念品の贈与を受けること。
 - 三 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。
 - 四 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車（当該利害関係者がその業務等において日常的に利用しているものに限る。）を利用すること（当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。）
 - 五 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。
 - 六 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者から飲食物の提供を受け、又は利害関係者と共に飲食をすること。
 - 七 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受け、又は利害関係者と共に簡素な飲食をすること。
 - 八 利害関係者と共に自己の費用を負担して飲食をすること。ただし、職務として出席した会議その他打合せのための会合の際における簡素な飲食以外の飲食（夜間におけるものに限る。）にあつては、倫理監督者（第15条に定める倫理監督者をいう。以下同じ。）が、公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないと認めて許可したものに限り。
- 3 第1項の規定の適用については、役員が、利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われたときにおける時価よりも著しく低いときは、当該役員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

(禁止行為の例外)

第6条 役員は、私的な関係(役員としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。)がある者であって、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第1項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為を行うことができる。

2 役員は、前項の公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断することができない場合においては、倫理監督者に相談し、その指示に従うものとする。

3 役員は、同じ部署等で勤務した関係又は大学が行った研修若しくは大学から派遣されて参加した研修を同時に受けた関係がある者であって、利害関係者に該当するものと共にする飲食については、利害関係者以外の者を含む多数の者が出席する場合であって自己の飲食に要する費用を負担するときに限り、前条第1項第7号の規定にかかわらず、これを行うことができる。

(利害関係者以外の者との間における禁止行為)

第7条 役員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等通常一般の社交の程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

2 役員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わせなかった事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。

(講演等に関する規制)

第8条 役員は、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて、講演、討論、講習若しくは研修における指導若しくは知識の教授、著述、監修、編さん又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送の放送番組への出演(以下「講演等」という。)をしようとする場合は、あらかじめ倫理監督者の承認を得なければならない。

2 倫理監督者は、利害関係者から受ける前項の報酬に関し、役員の職務の種類又は内容に応じて、当該報酬の額が公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがあると判断した場合は、当該講演等を承認しないものとする。

(役員からの申請)

第9条 役員は、第5条第2項第8号の規定による許可又は前条の規定による承認の申請をしようとするときは、それぞれ別記様式第1号による飲食許可申請書又は別記様式第2号による講演等承認申請書を作成し、倫理監督者に提出するものとする。

(贈与等の報告)

第10条 役員は、事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待(以下「贈与等」という。)を受けたとき又は事業者等と役員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として次条に定める報酬の支払を受けたとき(当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額が1件につき5千円を超える場合に限る。)は、1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの各区分による期間(以下「四半期」という。)ごとに、別記様式第3号による贈与等報告書を、当該四半期の翌四半期の初日から14日以内に、倫理監督者に提出するものとする。

(報酬)

第11条 前条にいう報酬は、次の各号のいずれかに該当する報酬とする。

- 一 利害関係者に該当する事業者等から支払を受けた講演等の報酬
 - 二 利害関係者に該当しない事業者等から支払を受けた講演等の報酬うち、役員の現在又は過去の職務に係る事項に関する講演等であって役員が行うものであることを明らかにして行うものの報酬
- 2 前項各号の報酬は、役員が自己の教育研究成果に基づいて行う講演等に係る報酬を除く。

(株取引等の報告)

第12条 役員は、前年に株券等(株券、新株引受権証書、新株予約券証券又は新株予約券付社債券をいう。)を取得又は譲渡(役員である間に行ったものに限る。)した場合は、別記様式第4号による株取引等報告書を、毎年、3月1日から3月31日までの間に、倫理監督者に提出しなければならない。

(所得等報告書)

第13条 役員(前年1年間を通じて役員であった者に限る。)は、別記様式第5号による所得等報告書を、毎年、3月1日から3月31日までの間に、倫理監督者に提出しなければならない。

(報告書の保存及び閲覧)

第14条 第10条の規定により提出された贈与等報告書は、これを受理した倫理監督者において、これらを提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

- 2 何人も、倫理監督者に対し、前項の規定により保存されている贈与等報告書(贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額が1件につき2万円を超える部分に限る。)の閲覧を請求することができる。
- 3 前項に規定する贈与等報告書の閲覧(以下「贈与等報告書の閲覧」という。)は、当該贈与等報告書の提出期限の翌日から起算して60日を経過した日の翌日以後これを行うことができる。
- 4 贈与等報告書の閲覧は、倫理監督者が指定する場所でこれをしなければならない。

(倫理監督者)

第15条 倫理監督者は、総長とする。

(倫理監督者への相談)

第16条 役員は、自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合又は利害関係者との間で行う行為が第5条第1項各号に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができない場合には、倫理監督者に相談するものとする。

(倫理監督者の責務)

第17条 倫理監督者は、この規程に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- 一 役員がこの規程に違反する行為を行った場合には、厳正に対処すること。
- 二 役員からの第6条第2項又は前条の相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。
- 三 役員からの第9条の申請を適当と認めた場合に、許可又は承認を行うこと。
- 四 役員から提出された贈与等報告書の受理、保存及び閲覧に関し、適正に対処すること。

五 役員が特定の者と国民の疑惑や不信を招くような関係を持つことがないかどうかの確認に努め、その結果に基づき、役員の職務に係る倫理の保持に関し、必要な指導及び助言を行うこと。

年 月 日

飲食許可申請書(役員用)

倫理監督者 殿

(氏 名)

印

利害関係者との飲食の 目的,理由	
飲食の相手方	
飲食の内容(飲食に要す る予定金額を含む)	
飲食の日時	
飲食の場所	
上記の申請を許可する。 <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">倫理監督者 印</p>	

年 月 日

講演等承認申請書(役員用)

倫理監督者 殿

(氏 名)

印

講演, 著述等の依頼者	
講演, 著述等の内容(講演等の対象者を含む)	
講演, 著述等を行う日時, 場所	
報酬の額	
報酬の額の算出根拠	
上記の申請を承認する。 <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">倫理監督者 _____ 印</p>	

贈与等報告書(役員用)

倫理監督者 殿

(氏 名)

印

贈与等により利益を受け又は報酬の支払を受けた年月日	
贈与等又は報酬の支払の基因となった事実	
贈与等の内容又は報酬の内容	
贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額	
贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額を推計した額を記載している場合にあっては、その推計の根拠	
供給接待を受けた場合にあっては、当該供給接待を受けた場所の名称及び住所並びに当該供給接待の場に居合わせた者の人数及び職業(多数の者が居合わせた立食パーティー等の場において受けた供給接待にあっては、当該供給接待の場に居合わせた者の概数)	
贈与等をした事業者等又は報酬を支払った事業者等の名称及び住所	
第3条第2項の規定の適用を受ける役員等が贈与等を行った場合にあっては、当該役員等の役職又は地位及び氏名(当該役員等が複数であるときは、当該役員等を代表する者の役職又は地位及び氏名)	
贈与等をし、又は報酬を支払った事業者等と役員の職務との関係及び京都大学との関係	

(注)(一) この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(二) 「贈与等又は報酬の支払の基因となった事実」欄には、役員が贈与等により利益の供与を受けた場合にあっては、贈与、供給接待等の事実を、役員が報酬の支払を受けた場合にあっては、役員が提供した人的役務の内容並びに役員が当該人的役務を提供した年月日及び場所その他の当該報酬の支払を受ける基因となった事実に関する事項を記載する。

(三) 「贈与等の内容又は報酬の内容」欄には、金銭、有価証券、有価証券以外の物品、不動産、役務の提供又は供給接待の区分及びそれぞれの種類を記載する。

(四) 「贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額を推計した額を記載している場合にあっては、その推計の証拠」欄には、販売業者への販売価格の照会に対する回答に基づく推計、カタログに記載された価格に基づく推計等職員が価額を推計した根拠を記載する。

(五) 贈与等又は報酬の支払1件につき1枚に記入する。

株取引等報告書（役員用）

倫理監督者 殿

（氏 名）

印

	年 月 日	株券等の種類	銘 柄	数	対 価 の 額
取 得					
譲 渡					

（注）

- （一） この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- （二） 「株券等の種類」欄には、株券、新株引受権証券、新株引受権証書、転換社債券又は新株引受権付社債券の別を記載する。

所得等報告書（役員用）

倫理監督者 殿

（氏 名）

印

		所得金額	基因となった事実
総合課税	事業所得		
	不動産所得		
	利子所得		
	配当所得		
	給与所得		
	雑所得		
	譲渡所得		
	一時所得		
分離課税	土地等の事業雑所得		
	短期譲渡所得		
	長期譲渡所得		
	株式等の事業・譲渡雑所得		
山林所得			

贈与税の課税価額	
----------	--

（注）

- （一） この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- （二） 「基因となった事実」欄には、「所得金額」欄に100万円を超える金額が記載された項に係る「基因となった事実」欄に限り所得の基因となった事実を記載する。